

平成22年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

知的財産のライセンス契約に伴う
ロイヤルティ監査に関する
調査研究報告書

平成23年2月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

ト程度である。(企業 E)

6. 中国

(1) ライセンス契約

(i) 契約の意義と私法救済

① 中国法の特徴

中国における「法」を理解し、日本や諸外国のそれと比較を行うためには、①中国では大陸法を主に模範とした「契約法（中华人民共和国合同法）」が近年成立し、これが契約のあり方を規定していること、②日本などと異なり、判例の先例拘束性が制度上十分に確立されておらず、最高人民法院が公布する「解釈」が大きな役割を果たしていること、という2点を確認しておく必要がある。

② 契約の意義と私法救済

中国における契約については、契約法上定義規定が置かれており、「平等な主体である自然人や法人、その他の組織間における民事上の権利義務関係（民事权利义务关系）の設定、変更、終了に係る協議」とされている⁶³。この定義からも分かるように、当事者間の権利や義務の存在が強調されており、当然にその違反時の救済についても念頭に置かれているものと考えられる。また、契約の枠組みについて、契約法が明文で典型的な事項を定めていること⁶⁴も特徴的である。

中国における契約実務の特徴として、個人や企業における遵法意識が極めて低い段階にあり、有効に締結された契約が必ずしも履行されないことが少なくない⁶⁵ことも一般的に認識されている。そのため契約書にすら明記されていない事項については履行可能性が更に低いと言わざるを得ず、実務上も契約書は比較的重視され、想定される事態について可能な限り詳細に取り決めを行っておくことが多いと言われている。特に契約事項の不履行があった場合の効果（違約金、損害賠償、解除など）については契約書に明記されること

⁶³ 契約法第2条。

⁶⁴ 契約法第12条など。

⁶⁵ 上原征彦=大平浩二=佐藤成紀「中国私営企業経営者の育成と意識の変換についての調査・研究」明治学院大学産業経済研究所研究所年報第20号（2003年）25頁。

が通常で、仲裁条項などを定めることも有効な履行確保の手段として認識されている⁶⁶。

なお契約の履行状況について調査を行う専門会社も中国には存在しており、ライセンス契約に限らず、契約一般についても相手方の適切な履行を確保するためには第三者の活用や一定のコスト負担もやむを得ないという認識が広まっている可能性が高い。

(ii) ライセンス契約の概要

ライセンス契約の定義については明示されていないが、アメリカなどにおけるライセンス契約の捉え方と大きな差異はなく、「知的財産権の実施許諾をもたらす契約」と捉えられているように見受けられる。もっとも、例えば特許に係るライセンスが①譲渡人が特許実施許諾を約定した範囲内において、当該特許について1名の譲受人に対してのみ実施を許諾し、譲渡人が約定により当該特許を実施してはならないもの（独占実施許諾）、②譲受人が特許実施許諾を約定した範囲内において、当該特許について1名の譲受人に対してのみ実施を許諾するものの、譲渡人が約定により自ら当該特許を実施することができるもの（排他実施許諾）、③譲受人が特許実施許諾を約定した範囲内において、他人に対し当該特許の実施を許諾し、且つ自ら当該特許を実施することができるもの（通常実施許諾）の3種類に分類されている点⁶⁷は日本と異なる点であり、注意が必要である。

公表されている文献において、具体的にどのような条項がライセンス契約に盛り込まれるかを紹介しているものは一先ず見当たらないが、前述の契約に対する考え方に照らせば、権利義務関係を比較的詳細に記述した契約書を作成することが一般的であると予測される。事実、中国における知的財産ビジネスに係るマニュアルにおいても、技術の使用許諾の範囲や技術資料の提供範囲、技術指導の方法、ライセンサーの保証義務、原材料の指定、販売前の品質検査及び不合格品の廃棄、技術改良の制限、ロイヤルティの設定、記録の保管、権利侵害時の措置、秘密保持義務、違約発生時の対応、紛争の解決方法などにつき、契約書作成上特に注意が必要との指摘がなされており⁶⁸、実務上も詳細な規定を盛り込むことが多いと考えられる。

ライセンス契約に不履行があった場合、ライセンサーはライセンシーに対して損害賠償責任を問うことができる。例えばライセンス契約で定めた範囲を逸脱してライセンス対象の特許権を利用した製品を販売した場合には、①契約の違反という理由⁶⁹又は、②知的財

⁶⁶ 有識者ヒアリングより。

⁶⁷ 技術契約紛争案件の処理における法律適用に関する若干の問題についての最高人民法院の解釈（最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定）第25条。

⁶⁸ JETRO「中国知財対策マニュアル」（2008年）（http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/2008_risk.pdf）68-72頁。[最終アクセス日：2011年2月18日]

⁶⁹ 契約法第42条。

産権の侵害による不法行為⁷⁰という理由に基づき、損害賠償責任を追求することが考えられる。また、ライセンサーは損害賠償の他、不法行為を理由とした差止めを行うことができる場合があると考えられる⁷¹。

(iii) ライセンス契約の実際

法律事務所に対するヒアリングによれば、中国企業が締結している平均的なライセンス契約において、ロイヤルティの管理及びロイヤルティ監査に関連する条項として一般的に明記されていると言えるものは以下の通りとなっている。

【ロイヤルティ管理及びロイヤルティ監査に関連するライセンス契約条項の例】

- ✓ ロイヤルティに係る報告義務
- ✓ 実施報告の頻度
- ✓ ロイヤルティ支払基礎となる関係書類の保管義務とその範囲
- ✓ 関係書類の指定
- ✓ 調査・監査権の明記
- ✓ 調査・監査に関わる費用負担の明記
- ✓ 調査・監査を行う者の明記

ヒアリングを行った企業においては、調査・監査に関わる費用負担についてもライセンス契約上明記している例が見られ、項目レベルを見る限りにおいては欧米先進国との差異が少なくなってきたと思われる。

- ✓ ロイヤルティ監査費用の負担については、契約によって異なるが、一般的には未払いが発見された場合にはライセンシーの負担となり、発見されなかった場合には原則どおりライセンサーが負担することになる。(企業B)
- ✓ 監査費用の負担については、監査の結果例えば5%を超えるような未払いが発覚したような場合にライセンシーがこれを負担するという契約となっている。(企業C)

⁷⁰ 契約法第43条。

⁷¹ 民法通則（中華人民共和國民法通則）第118条第1項。

(iv) ロイヤルティの管理

ライセンス契約を管理する部門は、本社の知的財産部が所管している例が多いが、法務部や事業部が所管している例も少なくない⁷²。実際に企業などに対するヒアリングにおいても知的財産部ないし特許関連部門が所管していると回答した企業が3社見られた。

- ✓ ライセンスの管理を担当するのは知的財産部（250名）で、実際にライセンス管理に関わるのは10～20名である。（企業A）
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは知的財産部（7名）であり、実際にライセンス管理に関わるのは2名である。（企業B）
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは総合特許部である。（企業C）

比較的大規模な企業の中には、担当部署の責任が明確となっているケースも見られたが、担当部署の責任関係が明確となっていることは必ずしも一般的ではないようで、法律事務所に対するヒアリングでも同様の指摘があった。

- ✓ ロイヤルティの回収に関して、知的財産部が所管しており、担当部署の責任が明確になっている。（企業A）
- ✓ ロイヤルティの回収に関して、経理部が所管しているが、担当部署の責任は必ずしも明確にされていない。（企業B）

管理の対象となっているライセンス契約であるが、全ライセンス契約が管理対象となっていると明示的な回答のあった企業が2社あり、中国においても全てのライセンス契約について所管部門が何らかの管理を行っている企業も少なくないものと考えられる。

中国においてもライセンスに係る能動的な管理（調査など）を実際に行っている企業はそれほど多くないようであるが、法律事務所に対するヒアリングでは能動的な管理（調査など）が行われている企業の割合は明らかとならなかった。企業に対するヒアリングにおいては、ロイヤルティ監査を実施している企業が1社見られた他、必要に応じて自社社員による書類などの調査を行う可能性を示唆する企業が1社見られた。

(2) ロイヤルティ監査の実態

法律事務所に対するヒアリングによれば、中国企業においてロイヤルティ監査を含む、

⁷² 法律事務所に対するヒアリングによる。

ライセンス契約の管理全般について、外部専門家（監査法人ないし会計事務所、コンサルティング会社、特許等管理会社・信託銀行など）を活用していることはなく、自社社員がこれを行っているとの指摘があり⁷³、ロイヤルティ監査を含めて外部リソースを活用することは必ずしも一般的ではないものと思われる。

もっとも企業に対するヒアリングでは、会計事務所を活用したロイヤルティ監査を行っているという回答があった企業が1社含まれている。当該企業において実施しているロイヤルティ監査の実態及びロイヤルティ監査に対する考え方については以下のようなコメントがあった。

- ✓ ライセンスないしロイヤルティについての能動的管理の一部を会計事務所に委託している。能動的な管理として行うロイヤルティ監査、自社社員による立入調査、自社社員による書類などの調査の実施については契約によって異なる。
- ✓ ロイヤルティ監査費用については回答できないが、ロイヤルティ監査の期間については、最大2ヵ月間程度、最低でも数日間程度となっている。
- ✓ ロイヤルティ監査費用の負担については、契約によって異なるが、一般的には未払いが発見された場合にはライセンシーの負担となり、発見されなかった場合には原則どおりライセンサーが負担することになる。
- ✓ ロイヤルティ監査の結果、過少払いが発見されたことがある。原因としては、ロイヤルティ算定基準に関する解釈の違いによるものである。
- ✓ ロイヤルティ監査については、適切なロイヤルティ支払の検証のため、契約内容遵守の確認のため、将来のロイヤルティ支払に対する適正化のため、といった意義があると考えている。

なお必ずしもロイヤルティ監査を実施していない企業も含めて、ロイヤルティ監査を行うことの意義について質問を行った所、例えば以下のようなコメントがあった。

- ✓ ロイヤルティ監査については、適切なロイヤルティ支払の検証のため、契約内容遵守の確認のため、将来のロイヤルティ支払に対する適正化のため、といった意義があると考えている。
- ✓ 能動的なライセンス管理を行う意義としては、ロイヤルティ算定基準の適正化であると思われる。

⁷³ 法律事務所に対するヒアリングによる。

- ✓ ロイヤルティ監査の意義としては、適切なロイヤルティ支払の検証、契約内容遵守の確認、ライセンシー側の契約対象活動に関する情報を入手するといった意義があると考えている。

7. 韓国

(1) ライセンス契約

(i) 契約の意義と私法救済

韓国における「法」を理解し、諸外国のそれと比較を行うためには、韓国がいわゆる大陸法主義を採用しており、成文法が中心的な役割を果たしていること確認しておく必要がある。

韓国は日本やドイツと同様、議会により制定された法律が一義的な法源として機能しており、法令の解釈において判例が事実上の拘束力を発揮している。このような法制度が採用されている背景には日本統治時代に近代的司法制度の整備が行われたという事情が存在しており、従って現在でも韓国の法制度は日本のそれと類似している点が多い。

韓国における契約の基本原則は、民法典によって定められており、契約条項の解釈やその効果については民法典が重要な意義を有している。

韓国民法典において契約の定義規定は見当たらないが、基本的には他の国々と同様に、当事者間の義務の履行とその違反が生じた場合における救済が要件となっていると考えられる。また、前述の通り日本法を継受していることから、アメリカやイギリスとは対照的に、債務不履行責任の基本構造につき過失責任に基礎を置く考え方が支配的であり、事前に将来起こり得る事象を広く想定し、具体的なリスク配分を契約書上明記しておくインセンティブに乏しいと指摘することができる。

なお、契約違反が発生した場合の救済手段についても日本と同様に、債務不履行が生じた場合には履行を強制する方法での救済が重要視され、直ちに契約関係を解消するのではなく契約関係を維持することが優先される傾向が強いと考えられる。

(ii) ライセンス契約の実際

法律事務所に対するヒアリングによれば、韓国企業が締結している平均的なライセンス契約において、ロイヤルティの管理及びロイヤルティ監査に関連する条項として一般的に明記されていると言えるものは以下の通りとなっている。

資料IV

(6) 中国

- ライセンスの管理を担当するのは知的財産部（250名）で、実際にライセンス管理に関わるのは10～20名である。（企業A）
- ライセンスの管理を担当するのは知的財産部（7名）であり、実際にライセンス管理に関わるのは2名である。（企業B）
- ライセンスの管理を担当するのは総合特許部である。（企業C）
- ロイヤルティの回収に関して、知的財産部が所管しており、担当部署の責任が明確になっている。（企業A）
- ロイヤルティの回収に関して、経理部が所管しているが、担当部署の責任は必ずしも明確にされていない。（企業B）
- ライセンスないしロイヤルティについての能動的管理の一部を会計事務所に委託している。能動的な管理として行うロイヤルティ監査、自社社員による立入調査、自社社員による書類などの調査の実施については契約によって異なる。
- ロイヤルティ監査費用については回答できないが、ロイヤルティ監査の期間については、最大2ヵ月間程度、最低でも数日間程度となっている。
- ロイヤルティ監査費用の負担については、契約によって異なるが、一般的には未払いが発見された場合にはライセンシーの負担となり、発見されなかった場合には原則どおりライセンサーが負担することになる。
- ロイヤルティ監査の結果、過少払いが発見されたことがある。原因としては、ロイヤルティ算定基準に関する解釈の違いによるものである。
- ロイヤルティ監査については、適切なロイヤルティ支払の検証のため、契約内容遵守の確認のため、将来のロイヤルティ支払に対する適正化のため、といった意義があると考えている。
- ロイヤルティ監査については、適切なロイヤルティ支払の検証のため、契約内容遵守の確認のため、将来のロイヤルティ支払に対する適正化のため、といった意義があると考えている。
- 能動的なライセンス管理を行う意義としては、ロイヤルティ算定基準の適正化であると思われる。
- ロイヤルティ監査の意義としては、適切なロイヤルティ支払の検証、契約内容遵守の確認、ライセンシー側の契約対象活動に関する情報を入手するといった意義があると考えている。

禁 無 断 転 載

平成 22 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

知的財産のライセンス契約に伴う
ロイヤルティ監査に関する調査研究報告書

平成 23 年 2 月

請負先 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

〒108-8248 東京都港区港南二丁目 16 番 4 号

電話 03-6711-1244

FAX 03-6711-1289

URL <http://www.murc.jp/>

E-mail koizuka@murc.jp